

令和2年2月6日
危機管理部・健康福祉部

新型コロナウイルス感染症の現状について

- 1 中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎患者の発生
昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されている。
- 2 最新の発生状況について（2月5日現在 厚生労働省発表）
28か国 患者数：24,537人 うち死亡者数：492人

【国外の発生状況】

国名	患者数	国名	患者数	国名	患者数
中国	24,324人 (死亡者数 490人)	フランス	6人	フィンランド	1人
香港	17人(死亡1)	オーストラリア	13人	イタリア	2人
マカオ	10人	マレーシア	10人	インド	3人
台湾	11人	ネパール	1人	フィリピン	2人 (死亡1)
タイ	25人	カナダ	4人	英国	2人
韓国	16人	カンボジア	1人	ロシア	2人
米国	11人	スリランカ	1人	スウェーデン	1人
ベトナム	10人	ドイツ	12人	スペイン	1人
シンガポール	24人	アラブ首長国連邦	5人	ベルギー	1人

【日本国内の状況】

21人（居住地：中国（武漢市、湖北省、湖南省）12、神奈川1、千葉2、三重1、京都2、大阪1、奈良1、調査中1。うち、チャーター便5。） 他、無症状病原体保有者4。
横浜・大黒ふ頭沖のクルーズ船に対する検疫実施中。

- 3 WHO（世界保健機関）及び国の対応

【WHO 緊急委員会（1/22, 23, 31）】

本事案の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」には該当すると発表（1/31）。

【国】

感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定（1/28 公布、2/1 施行）。

新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1/30）、対策本部開催（計5回）

- 4 県の対応状況について

長野県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱を制定（1/29）

対策本部の開催（1/29、1/31）

新型コロナウイルス感染症に関するお願い

新型コロナウイルス感染症が、現在、世界的に拡大しており、国内においても、人から人への感染が確認されている状況です。

県では、「長野県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、医療機関、市町村などと連携して、不安の解消、感染の防止に取り組んでまいりますので、県民及び旅行者の皆様におかれましては、国や長野県が発信する正確な情報に基づいて行動するとともに、次のような取組をお願いします。

～ 県民及び旅行者の皆様へ ～

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同様に、原則、飛沫感染により感染すると考えられているため、手洗いや咳エチケット※など基本的な感染症対策を行っていただくとともに、咳や発熱等がある場合には、マスクの着用をお願いします。

特に、新型コロナウイルス感染症の発生している国や地域から帰国・入国された方で、咳や発熱等の症状がある場合には、事前に医療機関へ連絡した上で、受診していただくようご協力をお願いします。

県では、土日・休日を含め 24 時間対応の専用相談電話を設置しておりますので、不安があるときにはご連絡ください。

令和 2 年 1 月 31 日

長野県知事 阿部 守一

※咳エチケットとは

感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

【専用相談電話番号】

026-235-7277 または、026-235-7278

新型コロナウイルス感染症に関する事業者の皆様へのお願い

長野県

【共通でお願いしたい事項】

- 1 従業員の体調管理に留意するほか、手洗いや咳エチケット※など基本的な感染症対策を徹底していただくとともに、消毒用アルコールの常備等の対策をお願いします。
- 2 サービス業など不特定多数の方と接するような事業所等では、従業員及び利用者等の感染症予防のため、マスクの着用をお願いします。

特に、宿泊事業者や交通事業者の皆様におかれては、下記の事項にご留意願います。

◆宿泊事業者(旅館・ホテル等事業者、住宅宿泊事業者)の皆様へ

- 1 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載の働きかけをお願いします。
- 2 宿泊者に対し、手洗いや咳エチケット※など基本的な感染症対策への協力や、咳や発熱等がある場合には申し出ていただくよう呼びかけをお願いします。
- 3 特に、新型コロナウイルス感染症の発生している国や地域から帰国・入国された方で、咳や発熱等の症状があることを申し出た宿泊者に対しては、事前に医療機関へ連絡した上で、受診を勧めていただくようお願いします。その際、医療機関の紹介等の支援を行うようお願いします。
- 4 感染者が確認された場合に、保健所が行う宿泊者に対する状況把握などの疫学調査等にご協力をお願いします。

◆交通事業者の皆様へ

- 1 利用者に対し、手洗いや咳エチケット※など基本的な感染症対策への協力を呼びかけていただくようお願いします。
- 2 車両や施設・設備の消毒等、衛生保持に十分にご留意いただくようお願いします。

※咳エチケットとは

感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

土日・休日を含め 24 時間対応の専用相談電話

026-235-7277 または、026-235-7278

健康福祉部 保健・疾病対策課 (課長) 徳本 史郎 (担当) 唐木 英司 電話 026-235-7148 FAX 026-235-7170 e-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp	健康福祉部 食品・生活衛生課 (課長) 吉田 徹也 (担当) 大久保 秀幸 電話 026-235-7153 FAX 026-232-7288 e-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp
企画振興部 交通政策課 (課長) 永岡 勝 (担当) 丸山 幸一 電話 026-235-7015 FAX 026-235-7396 e-mail kotsu@pref.nagano.lg.jp	